

浜松市ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らしの重度身体障害者に対し、緊急時における連絡体制の確保を支援するとともに、その不安を解消することにより、住み慣れた地域での在宅生活の継続を図り、福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、浜松市とする。ただし、事業の実施の一部を適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者に委託することができる。

(定義)

第3条 この要綱において、重度身体障害者とは身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める視覚、下肢機能、体幹機能、移動機能、内部障害の級別が1級又は2級の者をいう。

(利用対象者)

第4条 浜松市ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム事業(以下「事業」という。)の利用の対象となる者は、本人及びその属する世帯の主たる生計維持者が市民税非課税であり、次の各号のいずれかの世帯に属する者とする。

- (1) 重度身体障害者のみの世帯
- (2) 前号に準ずる世帯
- (3) その他市長が特に必要と認める世帯

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 24時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器(以下「緊急通報機器」という。)の貸与
- (2) 通報機器により利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認並びに必要な応じた関係機関への通報及び発信先への現場への急行等の措置
- (3) 緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等

(利用の申出)

第6条 緊急通報機器を利用しようとする者は、浜松市ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム利用申請書(様式第1号)及び緊急通報システム利用に係る同意書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

なお、利用者の居宅が借家の場合にあつては、緊急通報機器設置承諾書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その適否を決定し、重度身体障害者緊急通報システム事業利用決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者及び事業委託事業者に通知するものとする。

(費用の負担)

第8条 緊急通報システムの利用者(以下「利用者」という。)は、当該緊急通報システムに係る電話の通話料を負担しなければならない。

(利用の制限)

第9条 利用者は、貸与された緊急通報機器を適正に管理しなければならない。

2 利用者は、緊急通報機器及びこれに関する権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(届出の義務)

第10条 利用者は、第4条の規定に該当しなくなつたとき、住所を変更したとき又は貸与された緊急通報機器を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに重度身体障害者緊急通報システム利用変更(廃止)届出書(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

(返還)

第11条 市長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、貸与した緊急通報機器を返還させることができる。

(1) 第4条の規定に該当しなくなつたとき。

(2) この要綱又は市長の指示に違反したとき。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は重大な過失により、緊急通報機器を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が適当と認める額を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

様式第1号

浜松市ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム利用申請書

平成 年 月 日

浜松市長

あて

申請者 住所

氏名

浜松市ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム事業実施要綱第6条の規定に基づき、緊急通報機器の貸与を申請します。

身体障害者の状況	氏名	(男・女)		
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	住所	浜松市		
	身体障害者手帳	浜松市 静岡県 第 号	等級	
	交付年月日	年 月 日	障害名	
(日常生活等の状況)				
住居の状況	持ち家	1 一戸建 2 その他 ()		
	借家	1 公営住宅 2 民間住宅 3 その他 (ア 一戸建て イ マンション ウ アパート エ その他)		
貸与を希望する理由				
同居家族の状況	氏名	続柄	生年月日	就労その他の状況
緊急連絡先	氏名	続柄	住所・所在地	電話番号
			自宅	
			職場	
	氏名	続柄	住所・所在地	電話番号
			自宅	
		職場		

様式第2号

緊急通報システム利用に係る同意書

平成 年 月 日

浜松市長

あて

住 所

氏 名

緊急通報システムの利用にあたり、次のとおり同意します。

記

- 1 事業の実施に必要な浜松市における住民登録・外国人登録・市税・介護保険・生活保護・その他の福祉状況の調査について委任することを同意します。
- 2 事業推進のため、申請書記載の個人情報事業者提供することについて同意します。
- 3 貸与を受けた物品については、大切に扱います。自己の責任において毀損又は滅失した場合は、自己の負担で賠償します。
- 4 貸与を受けた機器については、善良な注意をもって維持管理をするとともに、機器を譲渡、転貸又は担保に供するなどの目的外に使用しないことに同意します。
- 5 緊急時の救命活動のため、住居等の一部に破損を生じた場合、浜松市及び協力員等に対し、責任を問いません。また、その修復については、自己の負担において行います。

様式第3号

緊急通報機器設置承諾書

平成 年 月 日

浜松市長

あて

住 所
所有者

氏 名

印

電 話

次に所在する、私所有の家屋の一部に緊急通報機器を設置することを承諾します。

所 在 地 浜松市

居住者氏名

様式第4号

浜松市ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム事業
利用決定（却下）通知書

第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

浜松市ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム事業実施要綱による緊急通報機器の貸与について、次のとおり決定（却下）しましたので、通知します。

1 決 定 申請書を受理し、次のとおり貸与します。

工事日 平成 年 月 日

場 所 浜松市

- 条件
- 1 緊急通報装置を適切に管理するほか、他の目的に使用してはならない。
 - 2 緊急通報機器に関する権利及び当該緊急通報機器を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
 - 3 要綱第4条の対象者でなくなつたとき又は住所を変更したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
 - 4 入院その他の理由で、サービスの利用を休止又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。
 - 5 自己の責任に帰すべき理由により貸与された緊急通報機器を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 却 下 次の理由により、設置することができません。

様式第5号

重度身体障害者緊急通報システム利用変更(廃止)届出書

平成 年 月 日

浜松市長

あて

住 所

氏 名

浜松市ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム事業実施要綱第10条の規定に基づき変更(廃止)の届出をします。

1 変更

区 分	新	旧		
身 体 障 害 者 の 状 況				
住 居 の 状 況				
同 居 家 族 の 状 況				
緊 急 連 絡 先				
かかりつけの病院		主治医		-

- 2 廃 止
- ア 病院等長期入院
 - イ 福祉施設等入所
 - ウ 死亡
 - エ 市民税課税
 - オ その他 ()